

【第1号通所事業 参考様式1-2】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(30 年 4 月分)

サービス種類(通所介護相当サービス・通所型サービスA)
事業所名 (デイサービスセンター〇〇)
単 位 (1 / 1 単位)

定 員 (25 名)

サービス提供時間帯・時間数

(9:30 ~ 16:30)・7H

営業曜日 (月火水木金土日)

職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4週合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備 考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
管 理 者	B	大分 太郎	a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a									
生活相談員	A	別府 花子	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a						
生活相談員	C	福岡 一郎			d						d						d							d										
看 護 職 員	B	熊本 二郎	b	b	b	b	b		b	b	b	b	b		b	b	b	b	b		b	b	b	b	b									
看 護 職 員	D	宮崎 三郎					b						b							b						b								
介 護 職 員	A	山口 四郎	a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a									
介 護 職 員	A	広島 五郎	a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a									
介 護 職 員	A	佐賀 六郎	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a								
介 護 職 員	C	長崎 七郎	b	a	b		b		b	a	b		b		b	a	b		b		b	a	b		b									
介 護 職 員	C	沖縄 八郎	c		c		c		c		c		c		c		c		c		c		c		c									
介 護 職 員	C	愛媛 九郎	a		a	a	a		a		a	a	a		a		a	a	a		a		a	a	a									
機能訓練指導員	B	熊本 二郎	f	f	f	f	f		f	f	f	f	f		f	f	f	f	f		f	f	f	f	f									
機能訓練指導員	D	宮崎 三郎					f						f						f						f									
利用者数			25	25	25	25	25		25	25	25	25	25		25	25	25	25	25		25	25	25	25	25									
平均提供時間数			7	7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	7									
確保すべき介護職員勤務延時間数：ア			21	21	21	21	21		21	21	21	21	21		21	21	21	21	21		21	21	21	21	21									
介護職員のサービス提供時間内勤務延時間数：イ			29	28	29	28	29		29	28	29	28	29		29	28	29	28	29		29	28	29	28	29									
ア<イ			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									

勤務形態の区分

A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

「常勤」とは、当該従業者の勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者の勤務すべき時間数に達していることをいう。

勤務時間(a~f)の別

((H)はサービス提供時間内の勤務延時間※備考6参照)

- a 8時30分～17時30分 (7H)
- b 8時30分～12時30分 (3H)
- c 12時～17時30分 (4.5H)
- d 9時～17時 (7H)
- e 13時～16時 (3H)
- f 12時30分～17時30分 (4H)

空欄 休日

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

3 サービス提供が単位ごとに行われる場合は、各単位ごとに用紙を分けて記入してください。

4 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

5 利用者数欄は、定員数で計算してください。利用者数が分かる場合は、当日の利用者数を記入してください。

6 勤務延時間は、サービス提供時間内の勤務時間を記入してください。また、介護職員の勤務延時間を計算する場合、基本的に休憩時間は除いて算定するが、通所介護に限り労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、勤務延べ時間に含めてよい。

7 サービス提供時間には、送迎に要する時間は含まないこと。

8 通所介護事業所の看護職員が機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないこと。